

議案第5号

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定  
について

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年2月16日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則（平成4年茂原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上の者であって、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、禁固刑以上の刑罰を受けたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教職員又はPTA会員
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 保護司又は更生保護女性会員
- (4) 市民会議構成員
- (5) 青少年相談員
- (6) その他教育委員会が認めた者

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由 青少年補導員の委嘱の規定に関し、該当する者の要件を改めるものです。